



真剣にケン玉の練習をする子どもたち

## 練習の大切さ学ぶ 少年ケン玉教室

町教育委員会主催の少年ケン玉教室が四月十二日に町公民館で開かれました。

この教室は毎週土曜日の午後二時から約二時間、十回開かれる予定で、この日が第一回。講師は内田雅士さん(山口市在住)で日本ケン玉協会五段の腕前。生徒は町内の小学生で二十四人。はじめてケン玉をさわる子どもがほとんど。

開講にあたって工藤靖夫教育長が「ケン玉は、集中力、忍耐力、バランスをとる力」を養うのにすぐれている。これを、勉強にも生かそう」とあいさつ。次いで内田先生のケン玉の歴史についての話と模範演技があり、子どもたちは「ケン玉」にもいろいろの歴史があることを知って、おどろいていました。また「とめけん」「日本一周」「世界一周」「飛行機」などの模範演技を見たときは「すごい」「上手じゃねえ」と感心し、「早くあんなに上手になりたいわね」と話す子どももいました。

このあとは、いよいよ子どもたちの実技。ケン玉を大皿に受けることから始めました。最初は全く出来なかつた子どもも、何回もするうちに「まぐれ」で成功し「やった、出来た」と大喜び。先生から「まぐれ」を練習でいつでも出来るようにすることが大事」と聞かされた子どもたちは、練習の大切さを学んだようでした。

このケン玉教室の受講者をまだ受け付けています。問い合わせ申し込みは町教育委員会(電話二〇二九、有線四八九二)まで。

5月30日は  
消費者の日

# 正しい知識を 身につけよう

五月三十日は「消費者の日」です。

そこで、消費者のみなさんに正しい知識を身につけていただくために、相談事例を記してみ

ました。

この相談事例は、広島通産産業局の消費者相談室への苦情相談のうち、特に事例の多いものをとりあげています。

用のない人は家に入れない強い意志「買われ」て後悔あとのまつり

事例1 セールスマンが健康についてアンケートを取りたいと言うので、話に乗ってつい身体

の状態などを話してしまった。すると、セールスマンが「健康磁気マットレスが健康によい」と言葉巧みに説明し、あまりにもしつこいので購入してしまっ

た。しかし、使用しても説明されたような効能がない。だまされたような気がするが何とかならないだろうか。

(要点)

①用のない人は家に入れない、買う意志のないときは言葉をごさず、ハッキリと断わるのが大事です。

②訪問販売などで購入契約した消費者が、一定期間内であれば、

無条件で契約解除ができるクーリング・オフ制度があります。③結論としては、クーリング・オフ期間内であれば解約できますが、それ以降は一方的に解約することはできません。

考えて、もう一度考えて四日間、クーリング・オフあなたを守るこの制度

事例4 訪問販売で和服を買ったけど、高価すぎて支払いに自信がなくなった。クーリング・オフ制度があると聞いたが、その方法を教えて欲しい。

(要点)

①クーリング・オフの対象はイ 店舗・営業所以外の場所での指定商品の販売に適用されま

す。ロ 販売業者は契約の申し込みを受けたとき、または契約を締結したとき(現金販売を除く)は、その内容を記載した書面を



一日たった百円について

事例2 「一日たったの百円です。これを掛けておけば、必要

なときに立派な式ができます」という互助会のセールスマンの言葉で、五年前に月々三千円の

コースに加入した。最近払い込みが完了したら、またセールスマンが来て、前回

消費者に渡さなければなりません。ハクーリング・オフは法の定めた項目を満足する右記の書面を受け取った日を含めて四日間

のうちに無条件に契約の解除ができるという制度です。ニ 消費者はクーリング・オフに伴う損害賠償などの請求はされません。内金などの支払い済みのお金の返還を受けることができます。返品送料は販売業者の負担です。

ホ 現金販売(品物を受け取り、金額支払っている場合)は対象になりません。消耗品を使用した場合もクーリング・オフはできません。(この場合は渡された書面に記載されています)

の積立てでは式が貧弱だから、もう一口かけたらどうかと勧められた。五年前勧めたときは「十分な式ができる」といったのに、今になってそんなことを言われるのは心外で信用できない。当面、使うこともないので、いままでのものを解約したい。

(要点)

①互助会の契約は、いつの利用であっても契約時のコース内容のものが施行されることになっています。

②年々儀式は派手になってきており、施行時に多額の追加料金を取られたという苦情もあり、

③互助会の積立ては預金ではないので、特別の事情がない限り解約はできません。

「自分だけは大丈夫」という心が悔い残す

事例3 近所の人に誘われて、見るだけと思って即売会場ののぞきに行った。色々な品物の安売りをしているうちに買わなきゃ損という気持ちになり、寝具一式を買った。見るだけのつもりであつたので、現金の持ち合せがなく手付金だけを払い、残金は翌日商品を配達してくれた時に支払った。

あとで考えると市価に比べ安くはない、だまされたような気がするので解約したい。

①クーリング・オフは商品を受け取り、代金を全額支払った場合、つまり取り引きが完了しているものには適用がありません。

②このようなSF商法(催眠商法)は、各地を巡回している業者が多く、あとで商品に欠陥などがあつても居所不明であつたりして解決できないことがあり

ますので注意してください。公民館 集会所などの契約は、クーリング・オフは適用されませんが、店舗と見なされる場所での契約にはクーリング・オフは適用されません。

## 消費問題で困ったら

消費問題で困ったら、本町のくらしの相談員・西村久美子さん(砂郷二区、電話三三六六)か、県消費生活センター(電話山口②〇九九)までご相談ください。

## 契約解除通知

左記の契約は「訪問販売等に関する法律」第六の規定により解除します

記

一、契約年月日

二、商品名・数量(契約番号)

三、契約金額

四、契約場所

五、セールスマン氏名

なお、支払い済みの〇〇円を返金し、商品を引きとってください

昭和三十九年〇月〇日

山口県吉敷郡阿知須町

〇〇番地

山口 花子

東京都〇〇区〇〇番地

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇〇〇



②通知方法

イ クーリング・オフを行いたいときは、下記の書面(内容証明付き郵便で出せば確実です)で販売業者に解除する旨を通知します。

ロ 解除通知の発送日が、書面を受け取った日を含めて四日間

以内であれば有効です。(発信主義ですから郵便局の消印の日付が四日以内)

ハ クレジットを組んでいる場合は、信販会社にも解除した旨を書面(葉書でよい)で通知しておきましょう。

# 県からのお知らせ

## 十五階建の県庁 六月十二日竣工式

新しい県庁舎が六月に完成します。新庁舎は山口市滝町の現庁舎の西側に建築され、本館一号楼・二号楼、厚生棟の三棟です。本館二号楼は地下一階、地上十五階で県下で最も高い建物です。

六月十二日に竣工式。続いて六月十五日から十七日までの三

日間を一般公開日とし誰でも見学できることになっていきます。また、県立美術館・博物館もこの期間中は無料開放されるなど、県庁周辺の文化施設や体育施設でいろいろな記念行事が行われ、記念行事の会場を結ぶ巡回バスも運行されます。(表参照)

この機会にゆとりと美観・文化性を備えた新しい県庁舎を見学され、記念行事も観賞されてみてはいかがでしょうか。

## 県庁に用事のある人は 移転作業日にご注意を

県庁は六月十八日から七月一日までの間に新庁舎へ移転します。おもな日程は次のとおりです。この間に県庁に用事のある人はご注意ください。

なお、新県庁の住居表示(山口市滝町一―)や電話番号(〇八三九〇三二二―)は同じです。▽移転の日程(いずれも六月)

二十日(水) 民生部  
二十一日(木) 民生部、教育庁  
二十二日(金) 教育庁、人事委

二十四日(日) 会計課、指定金融機関  
二十九日(金) 企業局  
三十日(土) 交通事故相談所、旅券センター、統計資料室

中央県民相談室は、庁舎の一般公開のため六月十五日から、旅券センターは七月二日から新庁舎で(旅券センターは六月三十日正午までは春日山庁舎で)業務を行ないます。

## おもな県庁竣工記念行事

行 事 名	期 日	開 催 場 所
県庁舎公開 ○オープニング ○パネル展示 (県庁舎の変遷 主要施策の紹介)	6.15 6.15~6.17	前庭 エントランスホール 職員ホール
雲谷等顔と桃山時代展	6.12~7.22	山口県立美術館
山口県百年の先覚者展	6.12~7.1	山口県立博物館
目で見る萩から江戸へ 御国廻り行程記	6.12~6.24	山口県立文書館
海を越えてきた出土文物展	6.11~8.31	山口県立埋蔵文化財センター
山口文化の源流・大内文化を探る	6.12~7.10	山口県立図書館
生涯学習作品展	6.11~7.11	山口県生涯教育センター
映画で見る山口県の今昔	6.15~6.17	山口県視聴覚センター
歴史教室	6.15~6.17	21世紀の森
少年スポーツ大会	6.17	山口県陸上競技場 山口県スポーツ文化センター
子どもシンポジウム	6.17	山口県児童センター
山口の文化と歴史展	6.11~7.22	山口市歴史民俗資料館
山口の自然100選(パネル展示)	6.15~6.17	県庁舎職員ホール横ロビー
提灯山笠・紅提灯1万人パレード	6.16	山口市内・パークロード
招待ラグビー大会	6.16	山口県陸上競技場
文化講演会	6.17	山口市民会館
ブラハ国立美術館展Ⅲ	5.4~6.3	山口県立美術館
パスキン展	8.3~8.26	山口県立美術館

## 5月27日~6月15日「線路に入らない運動」

国鉄では「線路に入らない運動」を五月二十七日から六月十五日まで展開します。

昨年、県内では踏切事故が七十三件、置石などの妨害事件が八十二件も発生し、十一人の方が亡くなられています。

阿知須町でも山陽本線で踏切事故が一件、宇部線で置石による妨害事件が一件発生しています。

このような事故や事件をなくすため次のことに特にご注意を。

- 踏切では人も車も必ず止まって、左右をよく見て定数を確かめてから渡る。
- 警報機が鳴っている間は絶対に渡らない。
- 子どもを絶対に線路内に立ち入らせない。もし、遊んでいる子どもを見かけたら、すぐ注意する。
- 踏切内で、自動車がかかなくなったら、列車を止める手配をとる。

## 5月21日~31日 家内労働旬間

五月二十一日から三十一日まで家内労働旬間です。

家内労働者手帳や工賃支払い、最低工賃、安全衛生など家内労働に関することは、山口労働基準監督署(電話山口〇二二三八)にお尋ねください。また、このたびは婦人服仕立業の最低工賃が表のとおり改正されました。



## 婦人服仕立業の最低工賃 (山口県)

品 目	規 格		金 額 (1枚または1着につき)
	生 地	型	
ワンピース	ウール 又はウール混 紡	裏付き、 長そで	8,830円
ツーピース		裏付き、 長そで	10,970円
アンサンブル		裏付き	13,550円
コート		裏付き、 えり付き	11,370円
ブラウス		裏なし	5,770円
ブレザー		裏付き	8,360円
スラックス		ひざ裏付 き	4,060円
スカート		裏付き、 セミタイト	2,800円

### 昭和59年度農業労働標準賃金表

10a=1反

種別	賃金	増率	備考
春田耕起ツク代 (平スキ)	円 6,000	3a以下 2割増	いっしょの場合
5月耕うんツク代 (代カキ)	9,000	"	13,000円
秋田耕うんツク代 (うねたて)	6,500	"	
特殊田(深田)	9,500	"	
畑耕起(うねたて)	6,500	"	
平常雇	男 3,600 女 3,200		
ハーベスター	8,000		
農繁期雇	男 4,500 女 4,000		
防除代金	2,000		1回につき
バインダー	8,500		ヒモは機械もち
コンバイン	16,000	3a以下 2割増	
育苗・機械植	15,000	"	育苗 9,000円 機械植 6,000
もみの乾燥	10,000		ただし23袋までと 24袋以上につ いては相方で協議 する
もみすり	500		1俵(60kg当り)

阿知須町農業委員会(片岡逸

### 農業労働標準賃金が決まる

雄会長)は五十九年度の農業労働標準賃金を表のとおり決めました。賃金には食糧費などは含まれていません。この金額は標準賃

金のため、地域の土地条件や勤務条件等を考慮して加減される場合もあります。問い合わせは町農業委員会事務局(産業課内)へ。

### 6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員は、わたしたちの基本的な人権が侵されないように監視し、また人権にまつわるいろいろな相談を受け付けてい

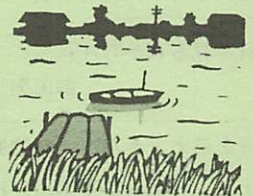
ます。家庭内のもめごとや隣近所とのいざこざ、婦人・障害者・同和問題など、これは人権問題で

はないかと感じられたときは、すぐに人権擁護委員——本町では藤田治さん(北祝、電話三三三〇)・有線四六〇二・福永雪子さん(電話四一九三、有線三二四一)まで相談を、もちろん、相談は無料で秘密は固く守られます。また、毎月第三木曜日には、心配ごと相談を町公民館で開いていますので、お気軽にご利用ください。

### 人権について考えよう

六月一日は「人権擁護委員の日」です。この日を機会に、家庭や職場や学校で「人権の共存」とはどのようなことなのか、そのために

# お知らせ



わたしたち一人ひとりはどういうことを心がければいいのかと、いったことを、話し合ってみてはいかがでしょうか。

### 登山のスポーツ教室

町教育委員会主催の野外スポーツ教室「大船山登山」が次のとおり開かれます。

▽日時 六月九・十日(土・日) 出発時間 九日午後十時公民館

### 現況届は六月三十日まで

### 児童手当の受給者

児童手当現況届は、前年(五十八年)の所得の状況と今年六月一日現在の養育の状況などを確認するための届です。

児童手当を受給されている人は、六月中にこの届を町役場住民課に提出してください。

届を出されないと、引き続き受給資格があっても、六月分以降の児童手当を受けることが



### 前出宛

▽目的地 九重山郡大船山(大分県)

▽参加資格 町内在住者

▽定員 百名

▽会費 四千五百円(バス代昼食代)

▽申し込み方法 五月二十八日から三十一日までの四日間に、会費を添えて町教委まで

▽必要なもの 運動靴、雨具、着替え、水筒、タオル、懐中電灯、軍手、朝食

市外局番に続けて一〇四番を 電電公社

市外の電話番号を、問い合わせ

る場合、全国どこへでも「市外局番に続けて一〇四番」をダイヤルするだけでよいようになりました。

これまでは、「一〇五番」をダイヤルして交換手呼び出して、それから問い合わせ先へ転送する方式をとっていましたが、それでは待ち時間が多くかかるので、これを便利にしたもので、料金は無料です。

「十円赤電話、ピンク電話から問い合わせる場合は、店の人にお申し出ください」とのこと。

なお、市内の電話番号の問い合わせは、今までどおり局番なしの「一〇四番」です。

6月3日 町内オープンバレー

6日 幼児学級(公、前九時半)

7日 妊婦衛生教育(役、前九時半)

### 催しもの

25日 あじす大学(公、後一時半)

29日 同和教育推進委員会(公、後一時半)

30日 日本脳炎(役、後一時半)

31日 地区公民館長研修会(公、後一時半)

麻しん(佐藤医院、開業時間)

### 西条・縄田で健康相談

健康相談を次のとおり開きます。町保健婦が相談に応じますので、どなたでもお気軽におこしください。

5月31日(木)13:00~15:00

西条公民館

6月5日(火)13:30~15:00

縄田公民館